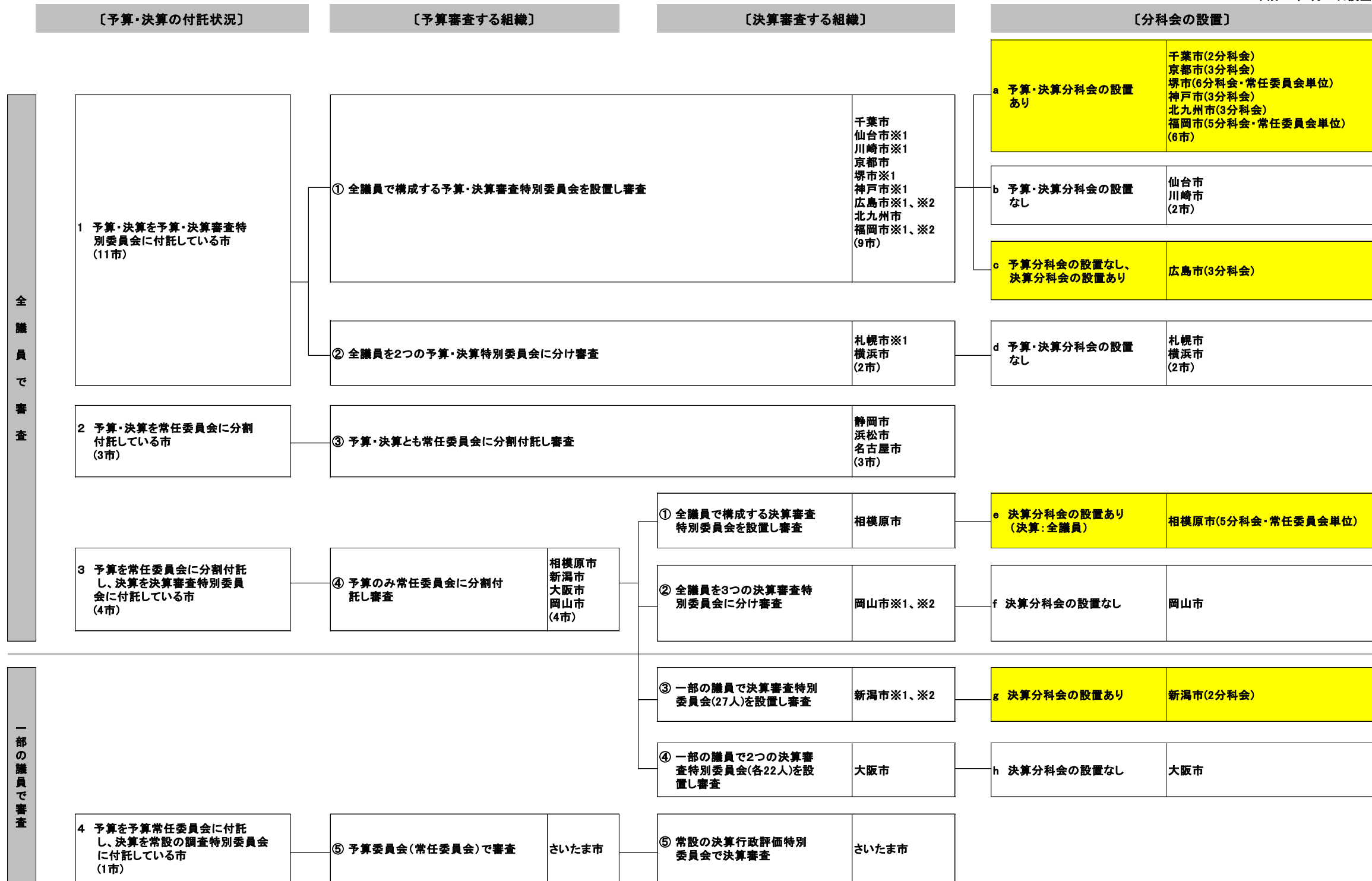


各政令市における予算・決算の審査について

平成24年1月13日調査



※1 正副議長、監査委員を除く場合がある

※2 決算は閉会中に審査する

	千葉市	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市
1 種類、委員数	○予算審査特別委員会 54人 ○決算審査特別委員会 54人	○第一部及び第二部予算・決算特別委員会（当初予算・決算時に設置）第一部及び第二部委員数は、議長を除く全議員を二分して決める。 ○第一部及び第二部議案審査特別委員会（肉付予算審査時に設置）委員数は予算・決算特別委員会と同じ。	○当初予算については、予算等審査特別委員会（全員構成） ○決算については、決算等審査特別委員会（議会選出監査委員2人を除いて構成）を設置し審査を行っている。	○予算委員会 20人 ○決算・行政評価特別委員会 20人  ※なお、平成20年5月より予算委員会が常任委員会として常設され、平成23年5月に決算・行政評価特別委員会が設置された。	○予算審査特別委員会64人 ○決算審査特別委員会62人（議員選出の監査委員2人を除く61人）	○予算第一・第二特別委員会 各43人 ○決算第一・第二特別委員会 各43人	○決算特別委員会 49人（予算は常任委員会に分割付託）
2 設置時期及び審査方法	○予算審査特別委員会 第1回定例会に設置（会期中審査）2分科会にて審査を行う。 ○決算審査特別委員会 第3回定例会に設置（会期中審査）2分科会にて審査を行う。	○予算特別委員会は第1回定例会開催中の審査、 ○決算特別委員会は第3回定例会開催中の審査	○予算等審査特別委員会は第1回定例会で設置し、会期中に審査を終了している。 ○決算特別委員会は第3回定例会で設置し、会期中に審査を終了している。	決算・行政評価特別委員会 平成23年5月に設置し、調査終了まで設置する。	○予算審査特別委員会 第1回定例会設置（会期中審査）（3月ごろ） ○決算審査特別委員会 第3回定例会設置（会期中審査）（9月ごろ）	○予算第一・第二特別委員会 第1回定例会設置（会期中審査、2～3月） ○決算第一・第二特別委員会 第3回定例会設置（会期中審査、9～10月）	○決算特別委員会 9月定例会設置（会期中審査）
3 分科会	予算・決算審査特別委員会において2分科会を設置している。 第1分科会（27人） 総務委員11人、都市消防委員11人、環境建設委員10人のうち半数（5人）をもって構成 第2分科会（27人） 保健下水委員 11人、経済教育委員11人、環境建設委員10人のうち半数（5人）をもって構成 審査方法は、第1・第2分科会を同時開催し、各3日間局別審査を行う。	設置なし	設置していない	設置していない	設置せず	設置していない	決算審査特別委員会常任委員会単位に5分科会を設置する。
4 委員の発言時間、回数等の制限の有無	時間制限なし。 慣例により回数は3回まで。（1会派2名）	特に制限なし 理事会において、発言者の順番のみ決定する。	会派ごとの持ち時間制（回数等の制限は無）  審査日数全体での会派ごとの持ち時間 1日の会派持ち時間×審査日数  1日の会派ごとの持ち時間 交渉会派＝10分×所属議員数 非交渉会派＝2分×所属議員数	予算委員会 発言時間 質疑（新年度予算審査のみ）、討論、総括質疑（新年度予算審査）は予算委員会での都度決定。 回数等の制限 なし  決算・行政評価特別委員会 発言時間 会派持ち時間制 14分（答弁含む）×人数 発言順序 大会派順 回数等の制限 なし	回数、時間等の制限はないが、申し合せにより、答弁を含めおおむね1人30分程度としている。	予算・決算特別委員会の発言時間について、1日単位の会派持ち時間制による。各会派の持ち時間は、会派所属議員数を基に比例按分した時間とする。 発言回数の制限はなし。	決算審査特別委員会分科会1人当たり1時間（答弁含む） 発言回数の制限はなし。
5 傍聴の取り扱い	予・決算審査特別委員会は議場で開催され、本会議と同様の取り扱い。分科会は非公開	特に制限なし	市政記者 一般傍聴（おおむね10～20人）	議員、記者クラブに所属する報道関係者、委員会の許可を得た者5人。但し委員会が特に認めた場合は5人を超えて傍聴できる。	議員全員構成で、本会議場で開催しているため、本会議の傍聴とほぼ同様である。 許可制で傍聴者は100人。	委員会の許可によるが、市政記者会所属記者を除き、一般市民に許可した例はない。 なお、平成19年度から予・決算特別委員会の局別審査において一般傍聴を包括許可により実施。	使用する委員会室ごとに定員を規定。 第1委員会室35人、第2委員会室21人、第3委員会室13人

	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市
1 種類、委員数	○決算特別委員会(議長及び監査委員を除き定員の1/2で構成、27人) (予算は常任委員会に分割付託)	設置していない(予算・決算は常任委員会に分割付託)	設置していない(予算・決算は常任委員会に分割付託)	設置していない(予算・決算は常任委員会に分割付託)	○予算特別委員会 69人 ○決算特別委員会 69人	○公営・準公営企業会計決算特別委員会 22人 ○一般会計等決算特別委員会 22人 (予算は常任委員会に分割付託)	○予算審査特別委員会 議長を除く全議員(51名) ○決算審査特別委員会 議長を除く全議員(51名)
2 設置時期及び審査方法	毎年9月定例会中に設置し、閉会中に継続審査	—	—	—	○予算特別委員会 2月(または3月)及び必要に応じて他の定例会においても設置(会期中審査)  ○決算特別委員会 9月定例会設置(会期中審査)	○公営・準公営企業会計決算特別委員会 9・10月定例会 開会本会議で設置(会期中審査)(9~10月) ○一般会計等決算特別委員会 11・12月定例会 開会本会議で設置(会期中審査)(11~12月)	○予算審査特別委員会は、2月定例会の大綱質疑終了後設置し、常任委員会と構成を同じくする6分科会を1日2分科会ずつ開催し、分科会審議終了後、全委員で総括質疑、討論、採決を行う。(会期中審査) ○決算審査特別委員会は、8月定例会の大綱質疑終了後設置し、常任委員会と構成を同じくする6分科会で審議し、分科会審議終了後、全委員で総括質疑、討論、採決を行う。(会期中審査)
3 分科会	決算特別委員会のみ2分科会を設置				予算(決算)特別委員会は3分科会(各23人)を設置し、各局別質疑を行っている。	設置せず	予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会については、常任委員会と構成を同じくする分科会を設置し、審議する。
4 委員の発言時間、回数等の制限の有無	なし				予算特委、決算特委の市長総括質疑、及び予算特委、決算特委の局別質疑は、委員の発言時間(10:00~17:20)の制限がある。 回数の制限はいずれもない。  10:00~17:20から休憩時間、当局の説明時間24分を差し引いた336分を会派人数で按分し、1人当たり30分以内とする。	予算を審査する委員会については、代表者会議で協議して会派の人数に応じて会派ごとの発言時間を割り当てる。 発言回数の制限はなし。  決算報告を審査する特別委員会においてはあらかじめ代表者会議で協議して、原則として会派の人数に応じて会派ごとの発言時間を割り当てる。 発言回数の制限はなし。	予算、決算審査特別委員会については、分科会が1人30分(答弁含む) 総括質疑については、 会派持ち時間=12分×会派等構成議員数 (答弁を含む、ただし、非交渉会派等の委員については、答弁時間を含まない。) 総括質疑、分科会ともに発言回数の制限はなし。
5 傍聴の取り扱い	原則公開、定数12人。申込定員を超えた場合は抽選による。報道は市政記者クラブ等事前に傍聴証を交付しているものは可。	定員6人。定員を超える場合は委員会で諮って決定する。 記者は年度当初に一括申請・許可している。	基本的に公開 10人まで。超える場合は抽選。 委員会冒頭に諮って許可。	7人を超えた場合は傍聴希望者どうしで協議。 記者は包括許可している。	委員会の許可制を採っているが、市政記者等のみ許可しているのが実情である。	市政記者のみ委員会室での傍聴を許可している。(12席)(なお、本庁舎内においてモニター放映を行っている) ※平成23年1月から一般傍聴を試行することになった。(10席)	議員、傍聴証の交付を受けた報道関係者一般傍聴(10人)、音声のみの傍聴(40人)

	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
1 種類、委員数	○予算特別委員会 67人（正副議長除く） ○決算特別委員会 64人（正副議長・監査委員除く）	○一般会計決算審査特別委員会 16人 ○特別会計決算審査特別委員会 16人 ○企業会計決算審査特別委員会 15人（予算は常任委員会に付託） （各決算特委は正副議長・監査委員除く）	○予算特別委員会…議長を除く全議員(54人) ○決算特別委員会…議長及び議会選出の監査委員2人を除く全議員(52人)	○予算特別委員会 61人 ○決算特別委員会 61人	○条例予算特別委員会：全議員で構成(62人) ○決算特別委員会：監査委員2人を除く全議員(60人)
2 設置時期及び審査方法	○予算特別委員会 第1回定例会中に設置（会期中審査） ○決算特別委員会 第3回定例会中に設置（会期中審査）	○一般会計決算審査特別委員会 ○特別会計決算審査特別委員会 ○企業会計決算審査特別委員会 9月議会で設置（閉会中審査）	○予算特別委員会…2月定例会で設置（会期中審査、おおむね3月） ○決算特別委員会…9月の定例会で設置（閉会中審査、10月）	○予算特別委員会 当初予算を審議する議会（通常は2月定例会）で設置(会期中審査) ○決算特別委員会 9月定例会で設置（会期中審査）	○条例予算特別委員会 2月・3月定例会設置（会期中審査） ○決算特別委員会 9月定例会設置（閉会中審査）
3 分科会	予算・決算特別委員会は局ごとに3分科会を設置し、1日当たり2分科会開催する。分科会では、局別審査を行っている。	なし	決算特別委員会は、3分科会（2常任委員会で一つの分科会を構成）を設置、1分科会で当該所管関係を2日程度で審査する。	予算特別委員会及び決算特別委員会には、3つの分科会（2常任委員会で1つの分科会を構成）を設置する。付託された議案は、委員会で所管の分科会の審査区分を定める。委員長及び副委員長は、分科会に所属しない。分科会に主査及び副主査各1人を置く。	常任委員会単位に5分科会を設置する。 ※所管の議案を審査するが、採決は行わない。
4 委員の発言時間、回数等の制限の有無	1 発言に充当できる時間（以下「発言充当時間」という。）は、2日間で行う当初予算質疑、決算質疑及び議案外質問（第4回定例会市会に限る。）については600分、1日で行うその他の議案質疑（人事関係案件、議員提出議案及び臨時会における議案に対する質疑を除く。）及び議案外質問（第4回定例会市会を除く。）については300分とする。 2 発言充当時間は、会派割時間（発言充当時間の3分の1に相当する時間）と議員数割時間（発言充当時間の3分の2に相当する時間）に区分する。 3 各会派（無所属議員を含む。以下同じ。）の持ち時間は、会派割時間を交渉会派は5、非交渉会派は3、無所属議員は2の比率により按分した時間と議員数割時間を所属議員の数により按分した時間を合算した時間（5分単位とし、単位未満の端数が大きい会派から順に、各会派の持ち時間の合計が発言充当時間に達するまで、それぞれ5分を加えた時間）とする。 4 各会派の持ち時間には、再質疑、再質問及び答弁に係る時間を含む。 予算決算特別委員会、分科会ともに発言回数の制限はなしで、会派持ち時間制。	なし	予算特別委員会は会派持ち時間制、回数制限なし。その他の委員会については制限なし。  審査時間 1日当たり360分×2日=720分 会派持ち時間 720分/54人×会派人数  決算分科会は発言時間、発言回数の制限はなし。	予算・決算特別委員会分科会の質疑（市長質疑を除く）については、会派の持ち時間の範囲内で行い、回数の制限はない。各会派の1日の持ち時間は、答弁の時間を含め、次のとおりとしている。 会派持ち時間=20分+4分×会派所属議員数 1人会派及び無所属議員は1人20分以内ただし、各分科会での市長質疑はおおむね2時間で行うこととしているため、会派ごとの持ち時間は4人以上の会派は120分÷4人以上の会派数、3人以下の会派はその半分としている。（いずれも答弁時間を含む。）	○条例予算特別委員会 総会質疑は会派持ち時間制、発言回数制限なしで一般質問と同じ ○決算特別委員会 【総会質疑前半】 会派持ち時間制、発言回数制限なし（一般質問と同じ） 【総会質疑後半】 各交渉団体答弁を含め1時間以内、発言回数制限なし（各交渉団体1人） ※非交渉団体も同様の取り扱い  予算決算分科会は発言時間、発言回数の制限はなし。
5 傍聴の取り扱い	一般市民の傍聴を認めており、先着順としている。 人数は委員会室の大きさに応じて決まっている。（15又は40人）	原則公開。10人までとするが、委員長が認めたときは、増減することができる。	市政記者クラブ所属の報道機関については、本会議では傍聴証を交付しており、委員会では本会議に準じて、許可したものとして取り扱っている。また、一般市民については、委員長へ傍聴の申し込みをしている。傍聴人数に制限はないが、通常、15人～20人程度の傍聴席を用意している。	一般傍聴者（第1・第2・第4委員会室各12人、第3・第5委員会室各10人、第6委員会室20人）、報道関係者（市政記者クラブに属するもの。以下同じ）8～12人	委員長の許可制【範囲、人数】 市政記者10席程度、一般傍聴20席 ※市政記者：慣例により許可している。 一般市民：事前の理事会で協議し、包括的に許可している。

## 予算・決算を審査する委員会における発言に対する制限について

委員会	発言に対する制限		都市名	発言制限の内容・対象等
予算(決算)審査特別委員会 (11市)	制限なし		札幌市	
			岡山市	決算特委
	時間制限あり	会派持ち時間制	仙台市	
			横浜市	
			京都市	市長総括質疑
			大阪市	決算特委
			堺市	総括質疑
			神戸市	総括質疑
			広島市	予算特委
		1人当たりの発言時間	川崎市	1人当たり答弁を含め30分程度
一部人数制限あり 時間制限あり		福岡市	①予算総会質疑:会派持ち時間制	
			②決算総会質疑前半:会派持ち時間制	
			③決算総会質疑後半:各会派代表1人、答弁含め60分	
分科会 (9市)	制限なし		新潟市	決算分科会
			広島市	決算分科会
			福岡市	
	時間制限あり	会派持ち時間制	京都市	
			神戸市	
			北九州市	
		1人当たりの発言時間	相模原市	1人当たり答弁を含め60分
		堺市	1人当たり答弁を含め30分	
人数制限あり 回数制限あり 時間制限なし		千葉市		
常任委員会 (7市)	制限なし		相模原市	予算
			新潟市	予算
			静岡市	
			浜松市	
			名古屋市	
			岡山市	予算
	時間制限あり		大阪市	予算
予算委員会(常任) 決算行政評価特委(調査特委) (1市)	時間制限あり		さいたま市	①予算 その都度委員会で決定 ②決算 会派持ち時間制